

広島県選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和五年八月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	特別養護老人ホーム IGL ナーシングホーム信愛の郷	広島市南区本浦町8 番39号	令和5年8月22日
老人ホーム	介護付有料老人ホーム あい らの杜 広島南観音	広島市西区南観音五 丁目6番32号	令和5年8月22日
老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅 きららラポール桜並木	尾道市門田町1番39 号	令和5年8月22日